

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	総務部管理局人事課
根拠法令等	労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
<p>【改正の概要】</p> <p>職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しを行う。</p> <p>〔改正条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の給与に関する条例 ○教育職員の給与に関する条例 ○技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 ○愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ○教育職員の給与等に関する特別措置条例 ○職員の修学部分休業に関する条例 ○職員の高齢者部分休業に関する条例 <p>〔改正内容〕</p> <p>○職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、次のとおり計算式の分子に初任給調整手当等の月額手当を加えるとともに、分母の日数から人事委員会規則で定める時間（国民の祝日や年末年始の日数）を除く。</p> <p><現行制度></p> <p>（分子） $\frac{\text{給料月額} + \text{地域手当月額}}{38\text{時間}45\text{分} \times 52\text{週}} \times 12\text{月} \times \text{支給割合}$</p> <p>（分母） 38時間45分×52週（260日）</p> <p><見直し後></p> <p>（分子） $\frac{\text{給料月額} + \text{地域手当月額} + \text{初任給調整手当} + \text{特地勤務手当など月額の手当}}{38\text{時間}45\text{分} \times 52\text{週} - (\text{祝日、年末年始等の休日})} \times 12\text{月} \times \text{支給割合}$</p> <p>（分母） 38時間45分×52週 - （祝日、年末年始等の休日） （25年度は244日）</p>	
施行日	平成26年4月1日
【その他参考事項】	